

2019年「岩手県消費者大会」アピール

2019年11月5日

消費者大会に参加の皆さん

東日本大震災から8年半が経過しました。岩手県では、未だに914人（9月末現在）が応急仮設住宅での暮らしを余儀なくされています。一方で、災害公営住宅は計画の97%が完成し多くの方が新たな生活をはじめています。しかし、災害公営住宅では65歳以上の入居者が44%を占め（河北新報社調査8月末）、その半数以上が一人暮らしです。誰にも看取られずに亡くなる「孤独死」は前年の3倍に急増、県内での高齢者の孤立が深刻化しています。

2019年度版「消費者白書」が公表されました。白書によると2018年度の消費者トラブルに関する相談件数は101万8000件で、11年ぶりに100万件を超え、相談1件当たりの平均金額も増加しました。なかでも、振り込め詐欺などの架空請求関連が多く、全体の4分の1を占めています。

また、警察庁の発表によると、2018年の特殊詐欺の認知件数、被害額はともに昨年より減少しているものの依然高水準にあり、深刻な情勢が続いています。

岩手県では、架空請求関連の相談が増加していて、2016年からの2年間で2倍以上になっています。県内では今年に入り特殊詐欺被害が急増、従来型の詐欺も後を絶たないばかりかキャッシュカード型の新しい手口の被害も増えています。

全国的に65歳以上の高齢者の消費者トラブルの増加が大きく、悪質化・深刻化しています。家族間で特殊詐欺の情報を共有し、おかしい電話やハガキを受け取ったら家族や知人、または地域の消費生活センターに相談しましょう。岩手県では、地域で高齢者を見守るための「消費者安全確保地域協議会」の設置が検討されています。会の中で情報共有が可能で、被害の未然防止にとりくむことができることから、早期の設置を求めています。

成年年齢の引き下げが2022年4月から施行されます。18歳、19歳は、未成年者取消権を行使することができなくなるため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。学校や地域における消費者教育の推進や、消費者被害を救済するための消費者契約法の改正、相談窓口の周知、充実を国や県に求めています。